

カーボンマイナス東京 10年プロジェクト



東京都環境局

10年後の東京の姿

～東京の都市戦略

- 世界で最も環境負荷の少ない
先進的な環境都市を実現

2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減

< 東京都環境基本計画に目標として掲載 >

地球温暖化をめぐる世界の動向



京都議定書 削減目標期間

2013年以降の削減目標(現在、未設定)

IPCC

2020年までに先進国全体で25~40%の削減が必要

2050年には半減以下にすべき

EU

2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比最低20%削減

日本政府

2020年までに温室効果ガス排出量を2005年比15%削減

東京都

2020年までに温室効果ガス排出量を2000年比25%削減

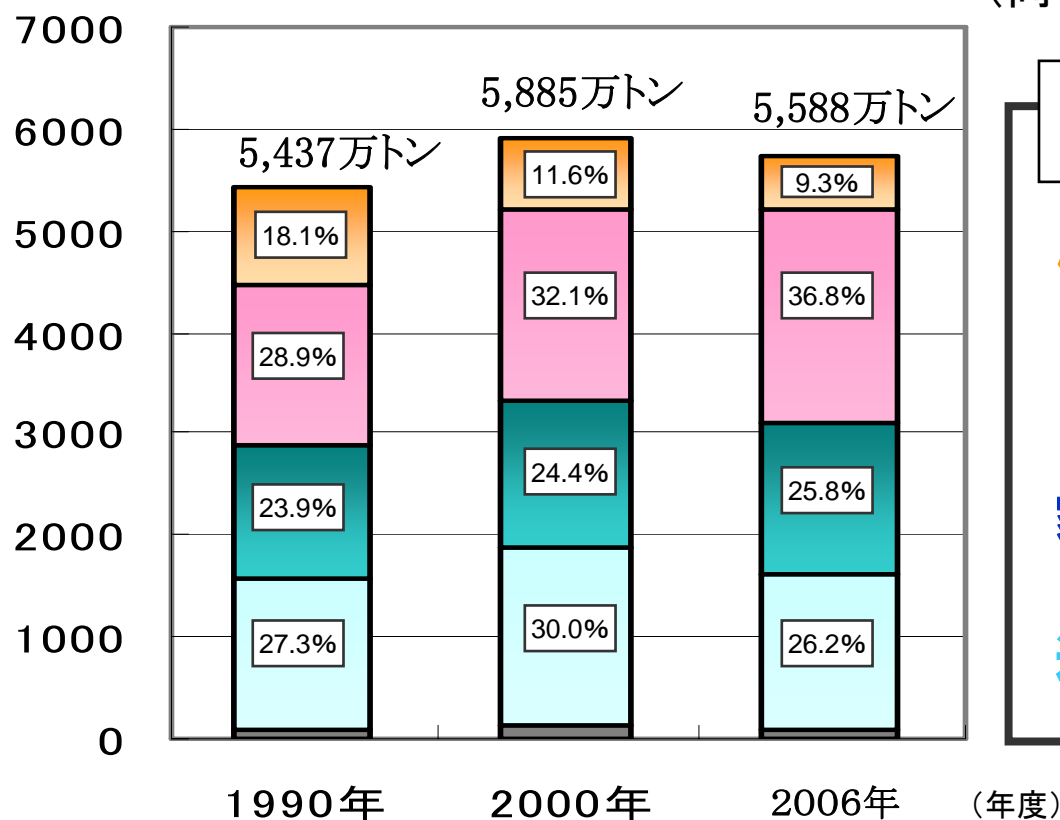
中期目標比較【2005年比】

EU	▲13%
日本政府	▲15%
東京都	▲22% ※

※電気排出係数を2001年度と同じ値で固定した場合
なお、実績に応じて変動させた場合、▲27%となる。

都内のCO₂排出量の現状

2006年度実績は、90年度比 : +2.8%
(同 00年度比 : ▲5.0%)



2006年度排出量の
1990年度比増減割合

産業部門: ▲47.0%

業務部門: +31.1%

家庭部門: +11.0%

運輸部門: ▲1.1%

(注) 電力のCO₂排出係数を0.318 t-CO₂/MWhに固定

カーボンマイナス東京10年プロジェクトの開始

- 2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するという目標達成に向け、都庁の総力を結集して、都政のあらゆる分野で推進する取組
- 「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針(東京都気候変動対策方針)に基づき、「『10年後の東京』への実行プログラム」の策定と連携しつつ、プロジェクトの事業化を図り、集中的な取組を展開
- 平成18年12月、「10年後の東京」においてプロジェクトの方向性を明示
- 平成19年1月、全庁横断的な戦略組織「環境都市づくり戦略合同会議」を設置。その元に、副知事を本部長とする「カーボンマイナス都市づくり推進本部」を設置

10年プロジェクトの基本的考え方

- 日本の環境技術を、CO₂削減に向け最大限発揮する仕組みをつくる
- 大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じてCO₂を削減する仕組みをつくる
- 当初3～4年を「低CO₂型社会への転換始動期」と位置づけ、戦略的・集中的に対策を実行
- 民間資金、基金、税制等を活用して、必要な投資は大胆に実行

これまでの進捗状況

● これまでの取組

平成19年6月 基本方針として「東京都気候変動対策方針」を策定し、
今後10年間の都の気候変動対策の基本姿勢を明確化

● これまでの取組の成果

- ・2008年2月発表、10年プロジェクト施策化状況・・・ 98事業 203億円
- ・2009年2月発表、10年プロジェクト施策化状況・・・ 107事業 365億円

※本日は、この中から部門別にいくつかの例を紹介します

① 大規模事業所に対する温暖化対策

「地球温暖化対策計画書」制度（環境確保条例）

～ 平成20年第2回都議会定例会（2008年6月25日）にて、環境確保条例の改正 可決

* 一定以上の温室効果ガスを排出する事業所に、
温室効果ガスの計画的な削減を求める

1990 2000

2010 2020

2050

● 2000.12

「地球温暖化対策計画書制度」

これまで事業所の自主的取組を推進

自主的取組の
推進①
(2002-2004)

自主的取組の
推進②
(2005-2009)

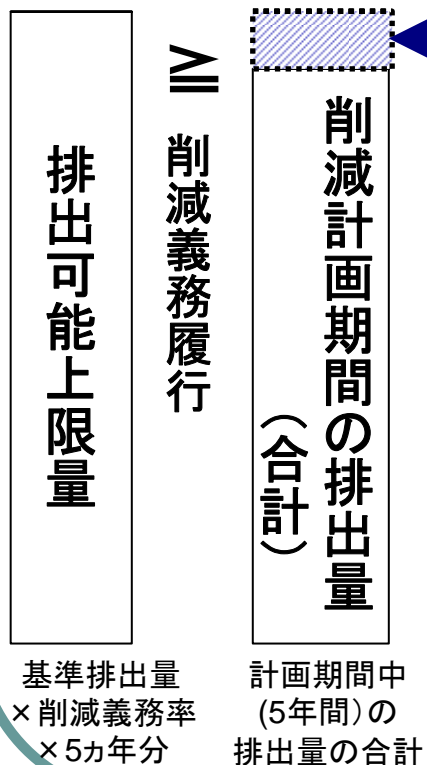
総量削減の義務化
(2010～)

大規模事業所への CO₂総量削減義務と排出量取引制度

削減義務率

第1計画期間(2010～2014年度); **6%,8%**

※第2計画期間(2015～2019年度)における削減義務率の見通し
約17%程度(平均)(基準年度比)、第2計画期間開始前に決定



1 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

2 排出量取引

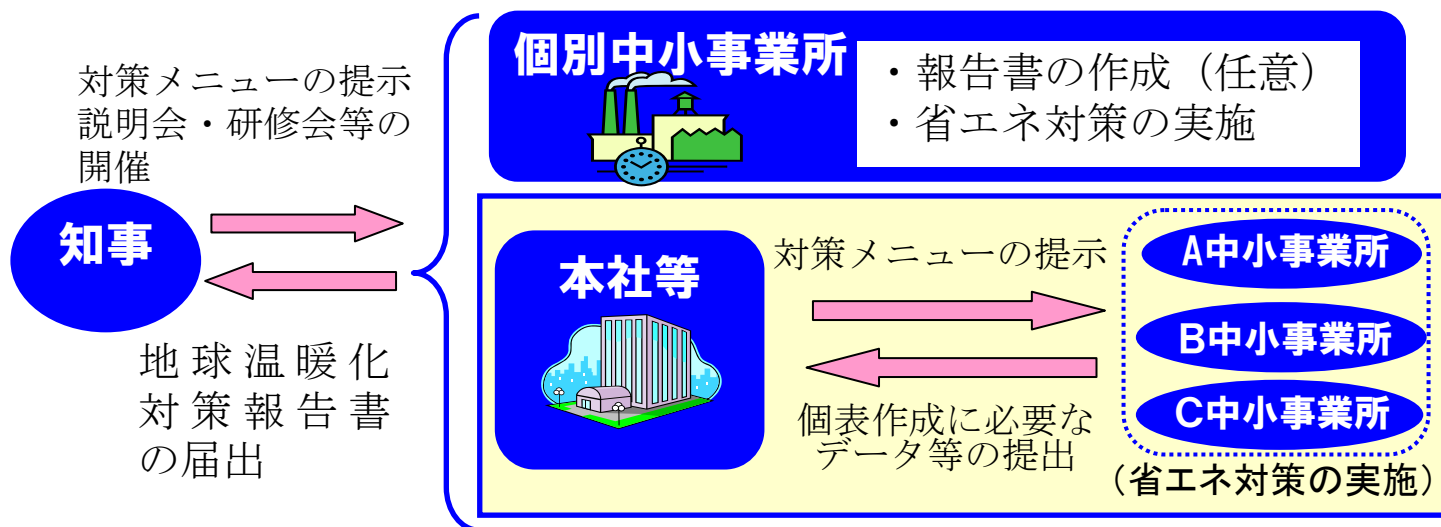
- ①超過削減量：対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ②都内中小クレジット：都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
- ③再エネクレジット：再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書、託送によるグリーン電力【生グリーン電力】等を含む。）
- ④都外クレジット：都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量

☆①～④の量は、都が定める算定・検証ルールに基づく算定と検証を経て都に認定されることが必要

☆1、2①～④のすべてについて、第1計画期間中の削減量を、第2計画期間で利用することも可能

② 中小規模事業所の省エネ対策を支援

- すべての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握でき、具体的な省エネ対策を実施できる「地球温暖化対策報告書制度」を創設
- チェーン店や支店などの中小規模事業所を多く設置する事業者（年間エネルギー使用量の合計が原油換算で3,000kl以上）に対しては、各事業所等の報告書を取りまとめ、提出、公表することを義務化



- 省エネ対策推進のため、技術面・資金面から様々な支援を実施

③ 中小企業向け無料省エネ診断

～東京都地球温暖化防止活動推進センター～

省エネ診断

無料!

- ・ 技術専門家が直接事業所を訪問し、電気やガス等の使用状況を診断
- ・ 省エネに関する提案や技術的助言を実施

【平成20年度実績】

運用改善技術支援

- ・ 省エネ診断実施後の新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援も実施

区分	省エネ診断	運用改善 技術支援
実施件数	270件	70件
総CO ₂ 削減量	6,745 t/件、年	556 t/件、年
平均CO ₂ 削減量	25 t/件、年	7.9 t/件、年
平均CO ₂ 削減率	12.3%/件、年	4.5%/件、年

※区市と連携して省エネの技術研修会や出張相談も実施

④ 中小企業向け省エネ促進税制

● 法人事業税、個人事業税を減免

【対象者】 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
(資本金1億円以下の法人、個人事業者等)

【対象設備】 中小規模事業所等が取得した空調設備、照明設備などで、
環境局が指定した省エネ・再エネ機器

【減免額】 **設備取得価額の50%**(上限1千万円)を取得年度の税額から減免
(**当期税額の2分の1**を上限。減免しきれなかった額は翌年度税額
から減免可能)

【対象期間】 (法人) 平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に
終了する各事業年度
(個人) 平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

⑤ 中小企業に対する金融面からの支援

● 中小企業設備リース事業

(財)東京都中小企業振興公社が、中小企業者に対して省エネ設備等をリースする。東京都が原資を拠出することで、資金調達コストが抑制されるため、**一般のリース料金よりも低廉な価格で設備投資が可能に**

- ・対象企業 都内中小企業
- ・対象設備 原則として東京都内に設置可能な新品の設備
- ・リース限度額 100万円以上1億円以下(税込)
- ・リース期間 3年～7年

※省エネ設備の場合は、信用保証料を全額補助

● 中小企業制度融資におけるメニュー充実

制度融資の対象に、CO2削減に資する設備導入の取組を追加

※先述の「中小企業向け無料省エネ診断」に基づき設備投資を図るもの

① 太陽エネルギー利用の飛躍的拡大

- 2016年までに、100万kW相当の太陽光・太陽熱の利用を実現

⇒ 2009・2010年度で 4万世帯に
太陽エネルギー機器を設置
(年間で、従来の約5倍の市場を創出)
2年間で90億円の補助事業を実施



自家消費分の環境価値の譲渡を条件に、補助金を交付

◇太陽光発電システム 30万円 (3kW)

◇太陽熱ソーラーシステム 20万円程度 (6m²)

② 区市町村との連携を強化

● 地球温暖化対策等取組促進のための補助制度を創設(事業主体は区市町村)

対象事業	内容	補助額
提案プロジェクト	区市町村の先駆的な地球温暖化対策等で区域内外に波及効果をもたらすもの (イメージ) ・中小企業の省エネ対策による一定の削減実績を条件に補助率を上乗せする事業 ・環境配慮住宅普及のため、体験型モデル住宅を建設し、住民に公開する事業	経費の全額
選択メニュー事業	区市町村の区域内の地球温暖化対策等で都が示すメニューに該当するもの (メニュー) 高効率空調機・給湯器、家庭用燃料電池、太陽光発電システム、屋上・壁面緑化等	メニューごとに定める上限の範囲内で区市町村が支出する額と同額

⇒ 平成21年度予算 18億6,000万円

① 環境性能の良い自動車の普及促進

- 庁有車への低公害車・低燃費車の導入
- 次世代自動車（EV、pHV）等の普及

次世代自動車導入補助

○対象 中小企業等

○補助対象 電気自動車、プラグインハイブリット車

○補助概要 **同等クラスの通常型車両との価格差の4分の1を補助**

○予算規模 台数：電気自動車100台 プラグインハイブリット車：150台

○補助額 <電気自動車（軽）（420万円）の場合> **約75万円**

<プラグインハイブリット車（400万円）の場合> **約18万円**

② 次世代自動車の導入促進税制

● 自動車税、自動車取得税を免除

【対象車】 平成21年度から25年度までの間に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド車

【免除額】

- ・自動車税・・・新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の全額を免除する。
- ・自動車取得税・・・平成21年度から25年度までの間の取得に対し、全額を免除する。

<電気自動車(軽)(420万円)の場合>

減税額:約13万円

<プラグインハイブリット車(400万円)の場合>

減税額:約39万円

① CO₂削減の機運醸成

● 環境教育の推進

【平成21年度からの展開】

◆ CO₂削減アクション月間の実施

- チェックシートによる環境に配慮した行動の実践(原則小学5年生)(6月)
- 全校における環境に関する講話の実施



- 成果の発表(9月)
- 成果を挙げた学校の表彰(9月) ※京都議定書約束期間中に毎年実施

◆ その他の取組

- 「キッズISO14000プログラム」普及事業の実施
(平成16年度～平成20年度までに、累計407校、約28,700人が参加)
- 「みどりの小道」環境日記事業の実施(平成20年度:都内105団体に配布、50団体から応募)
- 都内小学校教職員を対象とする環境教育研修会の実施
(平成20年6月～21年3月まで、7月を除く毎月1回開催)
- 中央防波堤「廃棄物埋立処分場見学会」の実施(平成21年5月、環境学習ホールの開設)

② 金融を活用した取組

● エコ金融プロジェクト

● 内容

◇都の預託金と都民の預金等を活用し、全都で環境配慮へ向けた取組を実現。


○ 環境配慮事業の普及拡大

○ 都民の環境配慮ムーブメントの醸成

一つのスキームで
同時に実現

● 事業イメージ





首都東京の企業と行政、NGO・都民が 連携して取り組む先駆的な環境対策

東京都環境局HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>